

第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

所属名 富士見市

資料 8

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

保険者名	第7期介護保険事業計画に記載の内容				令和元年度(年度末実績)		
	区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
富士見市	①自立支援・介護予防・重度化防止	後期高齢者の増加とともに、関節疾患や転倒・骨折などによる要介護等認定者の増加が見込まれるが、これを予防するため、高齢者がいつまでも歩く力を保ち、人の交流による社会的な刺激が得られる「通いの場づくり」が重要である。そこで、市内全域に、歩いて通える身近な場所での運動と社会参加ができる拠点をつくり、介護予防活動をひろげていくことが課題である。	●ふじみパワーアップ体操クラブ(身近な通いの場の提供) 歩いて通える場所に、住民主体の「ふじみパワーアップ体操クラブ」を増やす。	ふじみパワーアップ体操クラブ (H29) (H30) (R元) (R2) クラブ数 47 50 53 56 参加者数 1250 1310 1370 1430	ふじみパワーアップ体操クラブ 56クラブ、1473人	◎	既存の会場ではない放課後児童クラブや自治会館で新しいクラブの立ち上げができ、順調にすすんだ。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2月下旬から活動休止となり、再開時には各クラブへの支援が必要である。
富士見市	①自立支援・介護予防・重度化防止	体力や身体機能などを要介護状態等に陥りやすい機能の低下を防ぐため、心身機能の維持向上を図り、活動的な生活を継続していく方法を学習する機会と実践していく場が必要である。	●集中型介護予防教室「はつらつ教室」の充実 集中型介護予防教室を実施し、機能の維持向上を目指すとともに、教室卒業後も自主的に継続して介護予防活動をとりむことができるようにする。	①はつらつ教室生活機能アップコース ②はつらつ教室口腔機能向上・認知症予防コース (H29) (H30) (R元) (R2) ①開催回数 71 80 80 80 ①延べ人数 900 1200 1200 1200 ②開催回数 13 13 13 13 ②延べ人数 150 160 160 160	①71回、792人 ②10回、116人	○	参加者の結果からは、①改善42.4%、維持48.4%、悪化9.2% ②改善7.7%、維持85.6%、悪化7.7%だった。卒業後の自主グループや体操クラブへの参加割合は、①75%、②61.5%だったが、教室参加者は計画目標値に届かなかった。 今後は、後期高齢者保健事業の該当者に介入していくとともに、心身機能の低下の早期発見・早期介入できるよう、フレイルチェック事業に取り組み、介護予防教室や自主グループ活動へつなげていく。
富士見市	①自立支援・介護予防・重度化防止	地域包括ケアシステムの実現に向けた一つの手法として、自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めるために、多職種が参加して助言する地域ケア会議を定期的に開催している。 多職種からの助言（支援方法や対応内容等）を受けて、活かすなど成果をフィードバックする方策が確立できていないので、検証する評価方法を関係者と議論し、早急に方策を見出していく必要がある。	●地域ケア個別会議 高齢者の個別課題の解決を図るために、ケアマネジャーの自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めるものとして、定期的に各地域包括支援センターが会議の主催をし、多職種が参加して助言する会議を開催。 ●介護予防支援地域ケア会議 市が行う地域ケア会議として、地域包括支援センターが担当し作成している要支援者や事業対象者の方のプランに対し、多職種が助言し、自立支援に資するケアマネジメント支援を行う会議を毎月開催。	①地域ケア個別会議 ②介護予防支援地域ケア会議 (H29) (H30) (R元) (R2) ①開催回数 15 15 15 15 ②開催回数 11 12 12 12	①13回 ②11回	○	年度の後半に、年度前半にケースを提出した担当者から多職種からの助言を受け、その後の支援等について口頭で確認したが、助言を計画に反映し活かす方策の確立には至らなかった。 助言に対しての成果を検証する評価方法について関係者と検討し、早急に方策を見出していく必要がある。事例提供者に対してアンケートの実施等を行い、受けた助言を計画に具体的に活かしていく方法自分で考えてもらう等検討していく。
富士見市	②給付適正化	介護給付費の適正化は、介護保険制度の持続可能性を高める観点からも必要不可欠であり、介護サービスを必要としている要介護・要支援認定者が真に必要なサービスが受けられるよう、介護給付適正化に努めている。様々な手法を用いて適正化事業を推進し取り組んでいく。	●実地指導の計画的な実施 ●要介護認定の適正化・平準化 ●住宅改修・福祉用具の事後点検、ケアプランの点検 ●縦覧点検・医療情報との突合 ●介護給付費通知等の情報公表の推進	①実地指導の計画的な実施 ②住宅改修・福祉用具の事後点検 ③ケアプランの点検 (H29) (H30) (R元) (R2) ①事業所数 9 18 17 15 ②件 数 8 10 10 10 ③事業所数 5 10 8 5 ③点検件数 50 90 70 40	①13事業所 ②8件 ③6事業所 ③点検数 50	○	適正化の実施にあたっては、利用者にとって「真に必要なサービス」となっているか否かを判断することが重要な要素となるが、この判断基準をケアマネジャーや介護事業者等に理解をすすめ、周知徹底していくためには、指導していく側に多くの知識と経験が求められるため、様々な課題が多いのが現状である。 今後も、介護保険制度の持続可能性を高め、介護サービスを必要としている要介護・要支援認定者が真に必要なサービスが受けられるよう、様々な手法を用いて介護給付適正化に努める必要がある。 ケアプラン点検は、3年に1度、市内全居宅介護支援事業所を訪問して実施していたが、指定権限が移譲されたことから、6年に1度実施する実地指導と併せて行うこととしたため、目標件数を下回ってしまった。